

# 岐阜県クラブバスケットボール連盟賞罰規程

## 第1章 賞罰規程

### 第1節 表彰

(表彰の対象)

第1条 岐阜県クラブバスケットボール連盟(以下「連盟」という)主催の各大会に関し、成績優秀に該当した場合、審議の上表彰する。表彰チーム表彰もしくは個人表彰とする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、次の方法により行う。

(1) 賞状授与

(2) 賞品授与

2. 前項の表彰は併せて行うことがある。

(表彰の時期)

第3条 表彰は原則として、連盟が主管した各大会の都度行う。

(賞罰委員会)

第4条 表彰は、賞罰委員会(以下「委員会」という)で審議・決定し行う。

2. 委員会の細目は別に定める。

### 第2節 罰則等

(罰則の目的)

第5条 本連盟は、チームの秩序、選手の規律等を維持するため、チームの違反行為選手の違反行為に対する制裁として、罰則処分を行う。

(罰則対象の種類)

第6条 罰則対象の種類は次のとおりとし、重複して適用することがある。

(1) 連盟が主催する試合参加申し込み後の試合の棄権(チーム)

(2) オフィシャルの棄権、遅刻(チーム)

(3) 審判の棄権、遅刻(チームもしくは選手)

(4) 試合中のマナー違反(チームおよび選手)

(5) 体育館の使用、マナー、ゴミの管理違反(チームおよび選手)

(6) ごみの管理違反(チームおよび選手)

(罰則の程度)

第7条 前第6条各号に該当したチーム又は選手は、委員会で審議し、連盟主催及び主管の大会に参加させない場合がある。

(措置)

第8条 前第6条1号 試合の棄権、2号 オフィシャルの棄権、3号 審判の棄権については、試合当日を含め5日前までに、相手チームの責任者に連絡すること。またオフィシャル及び審判については、該当チームで行うか交代員を確保すること。なおかつ、競技普及委員長、副競技普及委員長又は審判委員長に連絡することとする。

2. 罰則処分については、委員会において決定する。

(報告義務)

第9条 チームもしくは選手個人に対して罰則行為があった場合は、速やかに事実関係を委員会に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程は、連盟が開催する常任理事会の協議により決定し、改廃する場合も同様とする。

## 第2章 賞罰委員会の規程

(目的)

第11条 この規程は、連盟が万全を期すため、委員会の関する事項を定める。

2. 委員会は、チーム・選手の表彰または罰則の公平を期すことを目的に、連盟の諮問機関として設置する。

(委員会の構成)

第12条 委員会は、委員長・副委員長および各委員会をもって構成する。

- (1) 構成メンバーは、競技普及・審判の各委員長、副委員長とする。
- (2) 委員長は競技普及委員長があたり、委員会の意思決定を行う。
- (3) 副委員長は審判委員長があたり、委員長の命令を受け、具体的指示し遂行する。
- (4) 委員会の管理責任者は、副競技普及委員長とする。
- (5) 各委員長が不在の時は、各副委員長が補佐・代行を行う。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 委員に欠員が生じた場合、遅滞無く補欠委員を任命する。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の任務)

第14条 委員会は各事項につき、事実関係・証拠の確認、表彰または罰則等の適用等を審議し、その結果を常任理事会へ答申するものとする。

(委員会への招集等)

第15条 委員会は、常任理事会の諮問を受けたとき、または委員が必要を認めるときに随時招集する。

2. 委員会の開催人数については、特に定めをしない。

(議決と承認)

第16条 委員会の議決は、出席委員で審議し出席委員の過半数の賛成により行う。ただし、議決につき可否同数の場合は委員長(委員長が不在の場合、他の委員が委員長を代行する)がこれを決定する。

2. 委員長は諮問事項についての審議・議決が行われ審議が議了したときは、遅滞無く常任理事会で承認を得るものとする。

(参考人等の出席)

第17条 委員会は必要な場合には、表彰または罰則の当事者もしくは関係人の出席を求めることができる。

(規程の改廃)

第18条 この規程は、連盟が開催する常任理事会の協議により決定し、改廃する場合も同様とする。

附 則

本規程は、平成14年4月1日から実施する。

本規程は、岐阜県クラブバスケットボール連盟の主催する全大会に適用する。

附 則

本規程は、平成16年4月1日改正実施する。

第12条の組織改正による変更

附 則

本規程は、平成21年4月1日から施行する。

第7条及び第8条関係の罰則の改正